

概要版

長野県 人権政策推進基本方針

人権が尊重される長野県をめざして

平成22年(2010年)2月策定





人権が尊重される長野県をめざして

21世紀は「人権の世紀」といわれています。二度にわたる世界大戦を経て、人権の尊重が平和の基礎であるという共通認識のもと、人権が尊重される世界の実現に向けて様々な取組が進められています。

長野県は今、少子高齢化や人口減少の急速な進行など、社会経済の大きな転換期を迎え、産業、医療・福祉、教育など県民の生活に関わりの深い様々な分野で、数多くの課題に直面しています。

また、依然として差別、虐待、いじめなど様々な人権侵害が存在し、インターネットの普及など情報化時代となって現れた新たな人権問題も起きています。

長野県では、このような社会情勢の変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進するため、「長野県人権政策審議会答申」(平成21年3月)を踏まえ、「長野県人権政策推進基本方針」を策定しました。

この基本方針により、県行政すべての分野で人権の視点に立ち、総合的に行政を推進し、「人権が尊重される長野県づくり」をめざして取り組んでいきます。

「人権が尊重される長野県づくり」は、県の施策はもちろん、県民の皆様、市町村、民間団体や企業の皆様それぞれの自主的な取組があってこそ、実現できるものです。

皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願いいたします。

策定の趣旨

社会情勢の変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくため、「長野県人権政策審議会答申」(平成21年(2009年)3月)を踏まえ、県が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものとして策定しました。

基本方針の位置付け

- 長野県における人権政策の基本的な考え方や方向性を示すものです。
- 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき策定した「長野県人権教育・啓発推進指針」(平成15年(2003年))に代わるものです。
- 県民の皆様や企業、民間団体、市町村等においても、人権が尊重される社会づくりを目指して、主体的かつ積極的に取り組まれることを期待するものです。

人権政策の基本理念

「人権が尊重される長野県づくり」

「人間の尊厳」を原点に、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる社会の実現



- 県民一人ひとりが日常生活の中で当たり前のこととして人権を尊重した発言や行動ができるよう、人権を尊重する意識を育みます。
- 人権の視点に立って施策を推進し、県民一人ひとりの主体性や能力が発揮され、自己実現、自立、社会参加のできる社会環境を整備します。



人権施策の方向性

■ 人権の視点に立った行政

- 県行政すべての分野で人権の視点に立ち、総合的に行政を推進します。
- 人権の視点に立って制度や施策の企画・実行・点検・改善に当たります。
- 職員研修を通じて職員の資質の向上と人権意識の高揚を図ります。

■ 人権教育・啓発

- 学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じて人権教育・啓発を推進します。
- 自らの主体的な学習が生涯学習として推進されるように努めます。

1 学校における人権教育

- 様々な教育活動を通して児童生徒一人ひとりの人権尊重の精神を涵養し、あらゆる人権問題を自らの課題として捉え、解決する意欲と実践力を身につけた人間を育てることを目標に取り組みます。
- 幼児期や低学年から発達段階に応じて、人権尊重についての理解を深める指導を行います。
- 教職員が豊かな人権感覚を持ち、人権尊重の理念に基づいた人権教育を実践する力量を高めるよう、研修の充実を努めます。

2 社会における人権教育・啓発

- 多様な人権課題についての正しい理解と認識をもとに、具体的な行動や実践につながるよう、学習内容や学習方法の創意工夫に努めます。
- 市町村や地域等での教育・啓発がより効果的に行われるよう、情報提供を行います。
- 人権教育リーダーの育成と資質の向上を図る研修会を実施します。

家庭・地域

- 保護者が人権問題を正しく理解し、子どもの人権感覚の育成に果たす保護者の役割の重要性を認識するよう、家庭教育の充実に関する支援を進めます。
- 公民館活動による学習機会の提供など市町村の人権教育・啓発事業やボランティア、NPO等が行う活動を支援します。

企業・職場

- 各種業界団体や経営者等に対し、企業内における人権教育の充実や人権教育の指導者育成を要請するとともに、企業の自主的な取組の支援を行います。
- 企業経営者等に対して、就職希望者の基本的人権を尊重した公正な採用選考が実施され、就職の機会均等が図られるよう、関係機関と連携して周知・啓発を行います。

3 人権啓発センターによる啓発

人権に関する情報の発信拠点として、資料展示や情報提供などの充実を図ります。

4 効果的な啓発

マスメディアやインターネットなどの活用や人権啓発イベントの開催など多様な機会の提供に努めます。

5 人権に関わりの深い職業従事者に対する研修

研修を充実させ、人権尊重の理念を理解し、その意識が行動に現れるよう取り組みます。

6 国・市町村、県民、関係団体との連携・協働

国・市町村や地域、企業、NPO等との連携・協働を進め、県民の主体的な取組を支援します。

7 人権教育・啓発に関する情報提供

人権に関する知識や教育手法など、教育・啓発に関する有用な情報を収集し提供します。

■ 人権相談・支援

- 県民が人権問題に直面したとき、一人で悩むことなく、必要な情報提供や支援を受けながら、主体的な判断により問題が解決され、自己実現できるよう、相談体制の充実を図ります。

1 総合相談体制の整備

人権問題に関する総合相談体制を整備し、問題の早期解決が図られるよう支援します。

2 国、市町村、関係機関との連携

相談・支援の実効性を高めるため、国・県・市町村、人権擁護委員、NPOなど、人権に関わる関係機関・団体等と連携して対応します。

3 相談窓口等の周知広報

各種相談窓口や支援制度などについて、様々な機会や広報媒体を通じて周知します。

分野別施策の方向性

同和問題

- ・実効性のある相談体制の構築
- ・多様な手法による教育・啓発
- ・課題解決に向けた施策の推進

障害者

- ・障害者に対する理解の促進
- ・障害者の就労促進
- ・障害者の権利擁護の推進
- ・安心して生活できる地域づくり

外国人

- ・多文化共生のための教育・啓発
- ・外国人に対する生活相談・支援
- ・教育環境の整備

HIV感染者 ハンセン病元患者 等

- ・正しい知識の普及啓発
- ・検査・医療体制の充実

女性

- ・男女共同参画社会づくりに向けた啓発
- ・行政・地域・企業における政策・方針決定の場への女性の参画
- ・多様な活動や働き方が実現できる環境づくり
- ・あらゆる暴力から女性の人権を守るための環境づくり

犯罪 被害者等

- ・犯罪被害者等に対する理解の促進
- ・関係機関・団体の連携
- ・適時適切な犯罪被害者等への支援

中国 帰国者等

- ・市町村による取組の支援
- ・生活支援の実施

子ども

- ・子どもの人権の啓発
- ・人権に配慮した学校教育の推進
- ・子育て支援の充実
- ・児童虐待の防止等子どもの安全確保

様々な 人権課題

- 人権教育・啓発や支援
- ・アイヌの人々
- ・刑を終えて出所した人
- ・性的指向及び性同一性障害
- ・ホームレス
- ・北朝鮮当局による人権侵害

高齢者

- ・高齢者の人権を尊重する意識の醸成
- ・高齢者の生きがいづくり
- ・高齢者が安心して生活できる環境づくり
- ・高齢者の権利擁護

インターネット による 人権侵害

- ・学校・社会における教育・啓発
- ・サイバー犯罪への適切な対応

推進体制

推進体制と役割

- 人権政策の効果的な推進に当たっては、国・県・市町村がそれぞれの役割に応じて協力し合い、連携して取組を進めます。
- 県民による効果的な取組への支援を行うなど、県民との協働を進めます。

評価体制

- 社会情勢の変化等を人権施策に反映し、着実かつ効果的に推進するため、長野県人権政策審議会に意見を求めるとともに、政策評価制度を活用して定期的に点検・評価を行い、施策の見直しを行います。

☆方針の全文等詳しい内容は、長野県ホームページでご覧いただけます。
<http://www.pref.nagano.lg.jp/kikaku/danjo/jinken/jhoushin.htm>



長野県人権政策推進基本方針の体系

基本理念 「人権が尊重される長野県づくり」

「人間の尊厳」を原点に、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる考え方や生き方を認め合い、すべての人が互いに支え合いながら、共に生きる社会の実現をめざします。

県組織全体での人権施策の総合的な推進

長野県人権施策推進協議会

(知事を会長とする庁内組織)

連携

協力

国・市町村・地域
企業・市民団体
NPO 等

- ・政策評価制度による点検・評価
- ・人権政策審議会からの意見

● 人権施策の方向性 ●

- 人権の視点に立った行政の推進
- 様々な場を通じた人権教育・啓発の推進
 - ・学校：発達段階に応じた指導
 - ・家庭・地域：家庭教育の充実、地域活動への支援
 - ・企業・職場：企業の自主的な取組の支援、指導者の養成
 - ・人権啓発センターの充実
 - ・マスメディア等を活用した効果的な啓発
 - ・人権に関わりの深い職業従事者に対する研修
 - ・国・市町村、県民、関係団体との連携・協働
 - ・人権教育・啓発に関する情報提供
- 人権相談・支援体制の充実
 - ・人権問題に関する総合相談体制の整備
 - ・国、市町村、関係機関との連携
 - ・相談窓口・支援制度等の周知広報

● 分野別施策の推進 ●

- 同和問題
- 女性
- 高齢者
- H I V感染者・ハンセン病元患者等
- 犯罪被害者等
- 様々な人権課題
 - ・アイヌの人々
 - ・刑を終えて出所した人
 - ・性的指向及び性同一性障害
 - ・ホームレス
 - ・北朝鮮当局による人権侵害
- インターネットによる人権侵害
- 外国人
- 子ども
- 障害者
- 中国帰国者等

長野県企画部人権・男女共同参画課

〒380-8570 (専用番号のため、住所記載不要) 長野市大字南長野字幅下692-2

電話：026-235-7106 (直通) FAX：026-235-7389

E-mail：jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp



(平成22年3月発行)